

## 第2回新たな通訳案内士制度のあり方に関する検討会 議事要旨

平成29年6月30日  
観光庁観光資源課

改正通訳案内士法により受講を義務づけられた定期的な研修について、研修を実施する登録研修機関の要件等について検討を図るため、「第2回 新たな通訳案内士制度のあり方に関する検討会」を開催しました。

### 1. 開催日時・場所

- ・ 日時：平成29年6月30日（金）10:00～12:00
- ・ 場所：中央合同庁舎2号館11階  
国土政策局会議室



### 2. 出席者（別紙のとおり）

### 3. 配布資料

- ・ 委員名簿
- ・ 配席図
- ・ 【資料1】登録研修機関の要件等について
- ・ 【資料2】検討会WG（作業部会）の設置について
- ・ 【参考資料①】通訳案内士法の一部改正  
新旧対照表
- ・ 【参考資料②】第1回検討会の議事概要
- ・ 【参考資料③】新たな通訳案内士制度のあり方に関する検討会  
当面のスケジュール（案）



### 4. 検討会での発言等

事務局より、資料1、資料2について説明を行い、議論を行った。

以下はそのうち主なものの要約。

- 通訳案内士の数を考えたら、ある1カ所で実施して多くの方に遠方から参加してもらうことは難しい。例えば九州なら、1年目は福岡、次は熊本、その次は鹿児島といったように実施できれば、3年から5年の範囲内で、比較的近い場所で受講できる機会があ

るので、その期間内で受講した者は全員一律5年以内という措置ができればありがたい。法の趣旨としては実際に受講するということが一番大事であるので、実施機関の能力的にも少し幅を持たせていただいて、持ち回りで実施していった、最終的にどこか比較的近いところで受講できるという仕組みづくりがよいと思う。

- 既に登録されている人の研修受講の5年の起算点はどこで考えているか。
  - 改正法が施行されて初めて、研修受講が義務づけられることとなるため、起算点は改正法の施行日となる。
  
- 期間は5年でも構わないが、免許みたいに5年後に受けるとか、その幅は何カ月間かあるとかいうふうにしないと、受講の頻度が人によってすごくぶれることになってしまうため、しっかりと検討する必要がある。
  - あまり受講期日を限定してしまうと、受講時期が集中して、例えば仮に1カ月の間で全部受けることとすると、何千人もの方を1ヶ月間にまとめて受けていただかなければならなくなり、実務上非常に負荷がかかることになる。受講期間のあり方については、今後検討していきたい。
  
- 登録研修機関の登録申請は、必要な書類さえ用意すれば申請でも自動的に認められるのか、それを出した上でどこかが承認というプロセスを踏むのかどうか。また、民間企業や任意団体などでも必要なものさえそろえば申請可能なのか。
  - 登録の手続きは観光庁長官が行うことになるため、観光庁に申請書類を出していただいて、基準に基づいて適合しているかどうかをチェックする。  
また、研修機関の主体に関しては、法人でも個人でも可能としており、必ずしも通訳案内士が組織する団体でなくても申請ができる。
  
- 登録に当たって、法律の准教授等が講師を務めることが要件になっているが、旅程管理の中でさえ、法規の専門家が指導することは実務的には要件になっていない。これを研修機関認定の要件とすると、非常に高いハードルとなる。
  - 別表の二号（行政法学の教授・准教授と同等以上の知識・経験を有する者）で、ある程度柔軟に認めていきたい。ただ、研修の質の確保のため、十分に能力のある講師

を確保していることがわかるよう、講師の情報についても申請時点ですべて出させていただく。

- 海外に居住する有資格のガイドに対しては、どのように研修を受講させることを考えているか。

→ なるべく負担の少ない形で研修を受講ができる環境を整えるように、と国会の中でも言われているところ。eラーニング等の活用も含め、研修のあり方を検討していく。

- 研修の内容に関して、基準に適合した教材を使用するものとあるが、基準に適合した教材さえ使えば、内容自体はある程度その機関が決めることができるのか、あるいは内容そのものもある程度国で統一したものになるのか。

→ まず、基準に適合した教材、その基準自体をこれから作業部会で検討していく。その基準にある程度適合した形で研修を行っていただくのが前提。告示として出したものに対してしっかりとしたテキストになっていれば、ある程度そこに濃淡があっても、そこは幅広く認めていく、というように考えている。

また研修の金額については、基本的には各機関で、費用と収益を勘案した上で検討させていただくこと。国から金額を明示するものではない。

- 研修業務として修了試験を行うこととあるが、これは統一国家試験になるのか、それとも登録機関が作成した試験と考えるのか。また、無資格者にも受講を促すということだが、研修を受講した無資格者はどういった立場になるのか。

→ 基本的には各機関で修了検定を実施し、国で統一基準を定めるつもりは今のところない。その機関ごとに、研修内容の定着状況を確認するという形で考えている。

無資格者については、研修受講はあくまで任意で有り、受講により公的な資格等を得るものではない。しかし、無資格のガイドの質を高める必要があるというのは国会でも強くご意見をいただいたところでもあるため、研修受講歴等を業務における自己アピール等に活用してもらい、いずれは資格の取得を目指してもらえようようにしたい。

- 無資格のガイドに対する研修受講の呼びかけについて、無資格ガイドを利用している旅行会社等を通して告知を行うなど、研修受講を呼びかける方法についても検討していただきたい。

- 無資格者の研修受講は有資格者と違い義務ではないものの、旅行会社等から呼びかけを行ってもらえるよう、観光庁としても働きかけを行っていききたい。
- 有資格者の研修受講時期について、各通訳案内士に対して、登録している都道府県から通知等を行わなければならないのか。
- 様々な事情により期限内に研修を受講することができない事も想定して、今後、制度設計を行っていく必要があると考えている。通知等を都道府県が行わなければならないとすると、非常に大きな負担がかかることとなるため、通訳案内士登録情報検索システムを活用するなど、方法を検討していく。
- 研修を受講しなかった場合、基本的に該当者は資格が剥奪されるということか。現在資格を有している人でも、研修受講の手間や受講料がかかるために、有資格者が減ってしまうのではないかと危惧している。
- 法律上、研修を受講しなければ登録の抹消事由となるときていされている。5年間研修を受講しなかったことをもって、直ちに登録を抹消する、ということではないにせよ、何らかの形で登録を抹消することにはなる。ただし、登録が抹消されても資格自体は残るため、一定期間を空けた上で、登録を復活させる手続きも検討する。
- 定期研修の受講を疎んで有資格者が減ってってしまうことの無いよう、その対策についても検討したい。
- 現在、九州や北海道といった地域には現制度に基づく通訳案内士団体が存在しない。そういった地域については、登録研修機関の担い手が期待できず、東京等に所在する団体が赤字覚悟で実施せざるを得ない。
- 今後の無資格者と有資格者の差別化という点において、研修制度が非常に重要になるが、研修を受けているから有資格者は優秀である、ということなので、その研修内容等が適切に実施されているか否かをチェックする機関が必要なのではないか。
- そのチェックのための仕組みとして、登録研修機関の更新制度を設ける。三年ごとのタイミングで、適切に業務が行われているか、観光庁が確認する。

- 定期研修の義務づけの本来の目的は、有資格者と無資格者の差別化や、有資格者の質の向上などであると承知している。本当に差別化をして質の担保をしていくのであれば、積極的なeラーニングの活用など、リアルタイムで今注意すべき事などを配信するなどできると理想的ではないか。

旅行会社としても、有資格者を差別化していくという方向性ということで、目的をはっきりさせることが研修内容を定めていく上でも重要になるため、十分な議論が必要。

- 無資格者の研修受講について、全体のレベルの底上げという点では非常によいと思うが、研修を受講したということのを何か悪用するような事も考えられるため、そういった場合の対応についても、作業部会で議論してもらいたい。

- 無資格の方が、中には修了証をもって悪用される可能性もあるのではと危惧している。また料金の面で、有資格者と無資格者で料金の差別をすべきか、といったことも検討する必要があるのではないか。

研修を受講しなければ登録を抹消されるということについては、違反者の登録が抹消されていかないと研修受講の意味がなくなってしまうため、厳しく対応してもらいたい。

- 有資格者が今回の定期研修の受講義務化をネガティブに捉え、業務自体は行えるのだから、資格はなくなっても構わない、と考える可能性もある。そういった方々をフォローできるよう、何らかのバックアップを検討していただきたい。

- ボランティアガイド団体に入会してくる有資格者は一定数いるが、そういった方々にとって、資格試験に合格して、定期研修を受けて、しかも受講を忘れると登録が抹消されるというのはかなり大きな負担。今後の有資格者数の維持・増加ためには、有資格者というステータスと全国通訳案内士の登録者という二つのステータスを用意するとよいのではないか。

また研修内容については、5年に1度、座学で何かやりました、ということでは現場で全く役に立たない、ということ踏まえて検討してもらいたい。

- 研修会場については、ぜひ教育機関、大学を活用していただければ、費用面もあるが、

若い世代への通訳案内士制度のPRなどの波及効果も期待できるので検討して欲しい。

作業部会での検討項目について、試験とその後の研修がうまくつながり、より有効性のあるものになることを、作業部会の議論に期待したい。

— 了 —